

第3章

好事例集などの開示例も参考に 見積り・会計方針の開示の 実務ポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

横井 貴徳

【この章のエッセンス】

●(企業会計基準31号)会計上の見積りの内容に関して、子会社からの連結パッケージの調整を含む情報収集プロセスの検討、ならびに開示上の判断プロセスが重要になる

と考えられる。

●(企業会計基準24号)経理部が作成している会計方針や会計処理マニュアル等を網羅的にチェックしたうえで、新たに会計方針の開示を行うかどうかの検討が重要になると考えられる。

企業会計基準31号による開示の実務ポイント

企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「企業会計基準31号」という)を適用するにあたり、開示上の実務上の留意点の解説を行う。本稿の文中の意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

開示の内容

(1) 開示に関する項目の識別や開示の詳細々

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものう

ち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は企業によって異なる。そのため企業会計基準31号は、当該項目における会計上の見積りの内容について、「財務諸表利用者の理解に資する情報を開示すること」を開示目的としたうえで、「開示する具体的な項目」および「その注記内容」については「開示目的に照らして判断」することを企業に求めている。

企業会計基準31号は、従来の会計基準とは異なり、開示項目の識別の判断のための詳細な規程は示されず、また、開示の詳細さも特段定められていないことから、具体的に「どのような項目」をどこまで開示するのかについて、企業自らの判断が必要となる点が実務上のポイントになると考えられる。

(2) 開示内容を判断するにあたり参考となり得る情報

① IAS1号125項に基づく開示
前述のとおり、具体的な開示内容は、各企業が開示目的に照らして判断することになることから、本稿では当該判断において参考となり得る情報に関して紹介する。

企業会計基準31号の開発にあたっては、国際会計基準(IAS)1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS1号」という)125項の定めが参考にされた

(図表1) 「重要な会計上の見積り及び判断」における主な開示項目

開示項目	重要な会計上の見積りおよび判断
他の企業に対する支配または重要な影響力の有無	企業結合の際のPPA (Purchase Price Allocation)における識別可能資産の公正価値の測定等
収益認識	変動対価を含む取引価格等
有形固定資産、のれん、無形資産および投資不動産の減損	減損テストにおける将来キャッシュ・フローの見積りや割引率の決定等
繰延税金資産の回収可能性	将来課税所得の見積り等
確定給付制度債務の再測定	退職給付債務の算定に使用した基礎率等
引当金および偶発事象	引当金の測定における将来発生費用の見積り等
金融商品の評価	営業債権に対する予想信用損失の測定等